

○公共企業体職員等共済組合の行なう医薬品販売業許可申請の取扱いについて

(昭和四〇年七月九日)

(薬発第五四三号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記について、別添Ⅰのとおり山形県知事から照会があり、これに対し別添Ⅱのとおり回答したので、了知されたい。

.....

(別添Ⅰ)

公共企業体職員等共済組合申請にかかる医薬品販売業許可申請書の添付書類等について

(昭和四〇年六月七日 薬第一四〇号)

(厚生省薬務局長あて山形県知事職務代理者山形県副知事照会)

今般、本県下において、標記共済組合法に基づく国鉄共済組合(物資部)支部から一般販売業許可申請書の提出がありましたが、申請者及び薬事法施行規則第二十九条第二項の規定による添付書類につき、左記のとおり疑義を生じたので、至急貴職の御意見を伺いたく照会いたします。

記

- 1 申請者は、次のとおり共済組合の支部長名であるが、一つの法人と認め、申請書を受理することに疑義があるが、どうか。

また、薬事法施行規則第二十九条第二項において準用する同規則第一条第一項第二号、第三号の規定による履歴書、診断書については、同支部長及び店舗(酒田配給所)の販売主任に係るものが添付されているが、業務を行なう役員と認めることに疑義があるが、どうか。

申請者

新潟市花園町一丁目八六番地の二

国鉄共済組合(物資部)

新潟支部長

店舗

酒田駅構内(酒田市南水出)

国鉄共済組合物資部酒田配給所

- 2 国鉄共済組合自体が申請を行なう場合、同組合は、公共企業体職員等共済組合法に基づくものであり、同法第三条の規定により法人と認められるが、登記を行なっているものであるかどうか。また、登記を行なっていない場合には、薬事法施行規則第二十九条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定による申請者の履歴書に代え、運営規則を添付せしめて差し支えないと思われるが、どうか。

(別添Ⅱ)

(昭和四〇年七月九日 薬収第三六七号)

(山形県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和四十年六月七日薬第一四〇号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 照会1について、申請者は、共済組合の支部ではなく、あくまで共済組合自体であることを要するが、申請者の特殊性にかんがみ、申請書に添付すべき履歴書及び診断書については、公共企業体職員等共済組合法第七条第二項に規定する従たる事務所の長及び販売主任に係るものをもつて処理されたい。

- 2 照会2の前段について、国鉄共済組合等公共企業体等職員共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)に基づいて設立される共済組合は、同法第三条第二項の規定により法人とされるが登記は義務づけられておらず、したがって、登記は行なわれていない。

後段については、登記謄本に代えて、該組合の運営規則をもつて処理されたい。

なお、公共企業体職員等共済組合法に基づいて設立される共済組合については、いずれも本通知の処理要領により取り扱われたい。